

会 議 録（概要）

会議の名称	令和８年度第４回佐渡市地域公共交通活性化協議会
開催日時	令和８年８月３日（月） 13時30分開会　　14時30分閉会
場所	佐渡市役所　２階大会議室
議題	(1) 議題 相川地区循環バスの運行について ⇒資料1-1、資料1-2をもとに事務局から説明。全会一致で承認。 (2) その他 ⇒無し
会議の公開・非公開 （非公開とした場合は、その理由）	公開
出席委員	・ 佐渡市副市長 鬼澤 佳弘 ・ 佐渡市企画部長 北見 太志 ・ 新潟交通佐渡株式会社 代表取締役社長 村山 優樹 ・ 佐渡地区ハイヤー協会 事務局長 富井 拓郎 ・ 佐渡汽船株式会社 グループ企画業務部担当部長 本間 裕幸 ・ 新潟交通労働組合佐渡部会 執行委員長 金子 秀道 ・ 国土交通省北陸信越運輸局交通政策部交通企画課長 大村 進太郎（WEB） ・ 国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局首席運輸企画専門官 吉岡 慎吾（WEB） ・ 新潟県交通政策局交通政策課 代理：主任 仙田 司 ・ 新潟県佐渡地域振興局 代理：計画専門員（総括）近藤 功一 ・ 新潟県佐渡警察署 代理：交通課長 田邊 賢志 ・ 佐渡市民生委員児童委員協議会 理事 山口 秀明 ・ 社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会 常務理事 細木 寅雄 ・ 佐渡市女性団体連絡協議会 代理：廣瀬 葉子 ・ 一般社団法人佐渡観光交流機構 事務局長 佐藤 達也 ・ 長岡技術科学大学大学院 教授佐野 可寸志（WEB）
会議資料	別紙のとおり
傍聴人の数	なし
備考	報道関係　２社

会議の概要（発言の要旨）	
発言者	議題・発言・結果等
A 委員	(1) 議題 相川地区循環バスの運行について 定員 12 名で 9 月 14 日からの運行とあるが、夏の観光シーズンの需要に対応できるのか。 観光のピーク時にどの位需要があるかについては不明な部分が多い。参考として、観光課で実施している相川周遊バスの利用者は、ピーク時は 12 名を超える日もある。 車両を 2 台用意しているため、場合によっては 2 台での運行も視野に入れ、状況をみながら進めていく。 「待っていたのに来たら満員で乗れなかった」など利用者から苦情が出る可能性があるがどのような対応を予定しているか。満員時の対策が必要では。 加えて、運賃について、障がい者割引等はあるのか。 満員の場合乗れないことがある旨をチラシに掲載し周知を図る。先ほどの質問にもかかるが、9 月は夏のシーズンを超えていることもあり、昨年の傾向から見ても満員とはならないのではないかと考えている。 また、障がい者割引については事務局内でも検討したが現在の路線バス運賃と比較しても 100 円は十分に安価であるため設けないこととした。 観光案内に携わる意見として、相川から尖閣湾達者への路線バス始発が平日 13 時 42 分着、土日が 11 時 58 分着であり、観光客から午前中に尖閣湾の観光ができないと意見が出ている。こちらをフォローできないか。 また、きらりうむ佐渡経由で金山から両津に戻りたい場合、路線バスとの接続は問題がないか。 尖閣湾を行き先に含めるかは事務局内でも意見にあがっていた。その際は、尖閣湾を含めると、どうしても周回に時間がかかってしまい、本数が増やせないため断念した経過がある。 例えば現行の 1 台で順繰りに回る運行体制を、2 台時間差で回る
事務局	
A 委員	
事務局	
B 委員	
事務局	

	体制に変えれば考慮できると思うが、現状はそこまでの対応ができない。 今度実施していく中で、利用者の意見や車両台数の調整も踏まえつつ検討して行きたい。 加えて、路線バスとの接続については本線路線バスやカーフェリー、ジェットfoilにうまく接続できるようにダイヤ設定をしている。
B 委員	運行ルートが一度通ってから戻る形式なため、バス停で乗るバスを間違えると時間がかかってしまう。例えばきらりうむに行きたくてバスに乗っても、時間帯によっては時間がかかる場合がある。案内の方法については、どのように考えているか。
事務局	基本的には配布するチラシの時刻表等を確認いただき乗車してほしいと考えている。
C 委員	時刻表は都度バス車内でも確認できるようにしないと、浸透は難しい。チラシだけというわけにはいかない。
事務局	周知方法について検討する。
D 委員	現状だとファミリーオ佐渡相川で折り返す案となっているが、当施設は冬期間休業しているため、県道からファミリーオまでの道路について、雪の対策はあるのか。
事務局	適切に U ターンできる場所がないことからファミリーオ佐渡相川で折り返すこととしている。これにより、小川地区の住民の生活路線としても利用できると考えている。 除雪の対応については道路管理者と今後協議を行う予定。
D 委員	今回、相川循環バスの運行を現在実施しているライドシェアの道路運送法 78 条第 2 号の登録に対する変更として、佐渡汽船運輸を協力事業者に追加し運行管理や車両整備等を委託されるということだが、ハイエースコミューターの運転者が佐渡汽船運輸に所属している運転者との記載がある。 現行の佐渡版ライドシェアは、市民の自家用車を使い、新潟交通佐渡が運行管理等の協力を行うものとして理解しやすい仕組みであ

	るが、今回の場合は、運転者が一般の方でなく佐渡汽船運輸の社員である。 佐渡汽船運輸は貸切バス事業者であり、貸切バス事業者に貸切として委託するのと変わらないように思うが、今回の仕組みは何が違うのか。
事務局	貸切バスの委託ではなく、佐渡市が実施主体となって利用者から運賃をいただく有償の公共ライドシェアとして運行する。その運転業務・運行管理等を佐渡汽船運輸に委託するという仕組み。新潟県とも協議を進めており、特段問題ないことを確認している。
C 委員	運転手不足に対応するためにこの制度を利用して運行するという意味では、運転手が確保しやすいということでしょうか。
事務局	本来であれば、2 種免許を持っている事業者でなければ運転ができないところだが、佐渡市が主体となって公共ライドシェアを実施することによって、必ずしも 2 種免許の運転者が必要でなく、1 種免許の運転者でも大臣講習を受講すれば運転できるため運転手の確保につながる。
E 委員	委託料について、どのように計算されているか。
事務局	詳細な資料は手元にないが、プロポーザルにて事業者選定を行った後に、運行時間や経路等に基づく必要経費を算出してもらい、契約している。
F 委員	プロポーザルのため経費は公表されていないので確認できていないのだが、基本的に委託事業であれば、路線バスの運行経費は全額行政からの支出となり利益はないと認識している。輸送事業の運転手不足ということであれば、今回の佐渡市のバスについても運転手は他の業種から出てくると考えていた。 今回経費だけで計算されたということだが、実際の貸切以上の価格で委託するわけではないということでしょうか。
事務局	運行経費については実質経費で見積もりをもらっている。
F 委員	路線バスと同じ性質であり、委託料は運行経費のみということか。

事務局	理解のとおり。 ただし運行だけでなく、利便性向上に関する点も含め委託しており、PDCA を回すこととしているため、委託費用全てが運行経費ではない。
G 委員	資料 2P に、今回は実証で利用実態を把握し運行上の課題を検証すると記載されているが、具体的な調査方法や利用者の実態把握の方法などについて、現状の想定を教えてほしい。
事務局	乗降の情報については、システムを使用して把握するよう準備をしている。併せて利用者のアンケートや地域の聞き取り等を想定している。
G 委員	今回は夏場の観光ピーク時を過ぎて 9 月からの運行ということで、恐らく住民の利用の方が多い結果になるのではないかと思います。 できれば利用者の属性を区別して収集することも大事なポイントだと思う。今回の実証を踏まえて本格運行に向けてダイヤや路線をどう変えていくのか、大事なデータになってくると思うので、その点を含めて検証してほしい。
F 委員	運行計画について、具体的な見直しはいつか。 ほぼ毎日運行とあるが、路線バスは 12 月ダイヤ改正で、そこまで見直しはしないのか。復路の金山から出てくるルートは、住民主体のダイヤ。事業者目線で言えば、一旦市民センターに入って観光の方を降ろして、路線バスの接続を最優先にしてファミリーオに行く方がよいように考える。今の案は相川分校前から大間で右折し、直接ファミリーオ方面に行く。年度末で区切るのか、どこで区切りを設けるのか。12 月にダイヤを変えないのであれば、路線バス側も想定してダイヤを組まなければならないと思う。
事務局	明確にこの時期に見直しを行うということはまだ決めていない。 区切りのタイミングとしては、12 月の新潟交通佐渡のダイヤ改正時が最初のタイミングだと思う。ただ、その場合は実施期間が短く利用者の混乱を招く可能性もあるためそのタイミングはどうかといったところもある。 次のタイミングとしては年度末。4 月から内海府線、東海岸線の市民バス移行もある。そのあとは、運行から 1 年後になる。 運行状況を見ながら必要に応じて見直しを行っていく予定。

F 委員	年末年始も変わらず運行か。冬期間の除雪など金山に向かう道は難しいため、関係各所と連携しながら安全運行をしてほしい。そのような経験は我々も積んでいる。
事務局	ノウハウなどぜひ連携させていただきたい。
D 委員	今回使用する車両はどこに置くのか。
事務局	車両は両津の佐渡汽船運輸に置く。
C 委員	8 月 14 日までに変更申請を行うとあるが、実際の運行は 9 月 14 日からと思う。その間に何かあるのか。
事務局	申請を行ったのち県から登録証をいただく。登録の手続きの期間の目安として 1 か月期間を設けている。 (2) その他 特になし。 以上、閉会